

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成30年2月16日提出
【計算期間】	第8期中（自 平成29年5月19日 至 平成29年11月18日）
【ファンド名】	フィリピン株ファンド
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田淵 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【事務連絡者氏名】	渡邊 豊彦
【連絡場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

「フィリピン株ファンド」

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	896,988,888	95.77
内 フィリピン	896,988,888	95.77
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	39,614,685	4.23
純資産総額	936,603,573	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末日 (平成23年5月18日)	731,806,153	951,141,670	1.0009	1.3009
第2計算期間末日 (平成24年5月18日)	1,340,999,938	1,500,907,686	1.0063	1.1263
第3計算期間末日 (平成25年5月20日)	1,144,463,740	1,605,517,180	1.4397	2.0197
第4計算期間末日 (平成26年5月19日)	1,051,399,224	1,192,698,882	1.1161	1.2661
第5計算期間末日 (平成27年5月18日)	1,292,114,951	1,431,053,330	1.3950	1.5450
第6計算期間末日 (平成28年5月18日)	892,872,621	951,677,176	1.0629	1.1329
第7計算期間末日 (平成29年5月18日)	876,179,123	889,186,131	1.0104	1.0254
第8期中間計算期間末日 (平成29年11月18日)	906,514,641	-	1.1019	-
平成28年12月末日	852,694,586	-	0.9422	-
平成29年1月末日	892,046,566	-	0.9873	-
2月末日	833,622,714	-	0.9529	-
3月末日	823,461,013	-	0.9633	-
4月末日	845,666,002	-	0.9899	-
5月末日	870,316,683	-	1.0125	-
6月末日	872,309,386	-	1.0095	-
7月末日	885,947,471	-	1.0296	-
8月末日	866,128,488	-	1.0132	-
9月末日	914,431,038	-	1.0801	-
10月末日	910,883,379	-	1.0974	-

11月末日	908,788,985	-	1.1067	-
12月末日	936,603,573	-	1.1538	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.3000
第2計算期間	0.1200
第3計算期間	0.5800
第4計算期間	0.1500
第5計算期間	0.1500
第6計算期間	0.0700
第7計算期間	0.0150
平成29年5月19日～平成29年11月18日	-

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	30.1
第2計算期間	12.5
第3計算期間	100.7
第4計算期間	12.1
第5計算期間	38.4
第6計算期間	18.8
第7計算期間	3.5
平成29年5月19日～平成29年11月18日	9.1

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

2【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	1,448,566,607	717,448,214	731,118,393
第2計算期間	974,916,057	373,469,883	1,332,564,567
第3計算期間	1,299,329,898	1,836,974,740	794,919,725
第4計算期間	1,058,436,863	911,358,862	941,997,726
第5計算期間	631,797,707	647,539,570	926,255,863
第6計算期間	349,217,054	435,407,839	840,065,078
第7計算期間	228,146,003	201,077,167	867,133,914
平成29年5月19日～平成29年11月18日	104,878,655	149,310,525	822,702,044

(注)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(平成29年5月19日から平成29年11月18日まで)の中間財務諸表について、監査法人五大による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【フィリピン株ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第7期計算期間末
(平成29年5月18日現在)第8期中間計算期間末
(平成29年11月18日現在)

資産の部		
流動資産		
預金	29,730,039	23,387,776
コール・ローン	42,913,391	22,630,971
株式	826,626,619	868,298,796
未収入金	-	14,976,156
未収配当金	1,813,071	209,564
流動資産合計	901,083,120	929,503,263
資産合計	901,083,120	929,503,263
負債の部		
流動負債		
未払金	-	11,542,549
未払収益分配金	13,007,008	-
未払解約金	4,356,305	3,434,983
未払受託者報酬	273,608	291,380
未払委託者報酬	6,385,076	6,800,122
未払利息	-	58
その他未払費用	882,000	923,680
流動負債合計	24,903,997	22,992,772
負債合計	24,903,997	22,992,772
純資産の部		
元本等		
元本	867,133,914	822,702,044
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	9,045,209	83,808,447
(分配準備積立金)	2,445,948	2,104,106
元本等合計	876,179,123	906,510,491
純資産合計	876,179,123	906,510,491
負債純資産合計	901,083,120	929,503,263

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第7期中間計算期間 (自 平成28年 5月19日 至 平成28年11月18日)	第8期中間計算期間 (自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月18日)
営業収益		
受取配当金	3,683,718	2,909,315
有価証券売買等損益	72,585,809	84,330,716
為替差損益	43,601,334	1,273,258
営業収益合計	112,503,425	85,966,773
営業費用		
支払利息	7,104	7,183
受託者報酬	292,464	291,380
委託者報酬	6,824,948	6,800,122
その他費用	2,000,638	1,708,834
営業費用合計	9,125,154	8,807,519
営業利益又は営業損失()	121,628,579	77,159,254
経常利益又は経常損失()	121,628,579	77,159,254
中間純利益又は中間純損失()	121,628,579	77,159,254
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額()	3,874,665	6,030,671
期首剰余金又は期首欠損金()	52,807,543	9,045,209
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,357,913	5,379,944
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	2,357,913	5,379,944
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,575,446	1,745,289
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	3,575,446	1,745,289
中間剰余金又は中間欠損金()	66,163,904	83,808,447

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に対して、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間 (平成29年5月18日現在)	第8期中間計算期間 (平成29年11月18日現在)
1. 期首元本額	840,065,078円	867,133,914円
期中追加設定元本額	228,146,003円	104,878,655円
期中一部解約元本額	201,077,167円	149,310,525円
2. 計算期間末日における受益権の総数	867,133,914口	822,702,044口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 自 平成28年 5月19日 至 平成28年11月18日	第8期中間計算期間 自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月18日
その他費用の内訳	主に印刷費用878,000円及びカスタディフィー957,053円であります。	主に、印刷費用763,600円及びカスタディフィー785,154円であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間及び 第8期中間計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第7期計算期間 (平成29年5月18日現在)	第8期中間計算期間 (平成29年11月18日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0104円 (10,104円)	1.1019円 (11,019円)

4【委託会社等の概況】（平成29年12月末日現在）

(1)【資本金の額】

資本金の額

280百万円

会社が発行する株式総数

40,000株

発行済株式総数

8,705株

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成29年12月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	27本	27,352百万円

（親投資信託を除く）

(3)【その他】

訴訟事件その他重要事項

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消しを求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、当社の正当性を訴えて参りました。

しかしながら、東京高等裁判所は、平成29年2月9日付けで、第一審判決取消しの控訴を棄却するとの判決を言い渡しました。当社はこの判決を不服とし、平成29年3月6日に最高裁判所に上告し、当中間会計期間末現在、係争中であります。なお、これまでの判決結果を踏まえ、既に差押を受けた債権（差押債権）について、回収可能性を勘案し貸倒引当金を計上するとともに、訴訟損失として必要と認められる金額を訴訟損失引当金として計上しております。

5【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表並びに中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			36,056		49,281
2			36,359		35,577
3			2,274		2,126
4			5,109		-
5			8,892		12,270
6			2,685		3,142
7			-		5,491
8			501		407
流動資産合計			91,879		108,299
固定資産					
1	1		5,944		5,963
(1)建物		3,899		3,424	
(2)器具備品		2,044		2,538	
2			12,961		12,977
(1)電話加入権		52		52	
(2)ソフトウェア		12,908		12,925	
3			628,665		83,947
(1)投資有価証券		126,743		72,846	
(2)敷金		10,869		10,600	
(3)差押債権		491,052		410,743	
(4)長期預け金		-		500	
(5)貸倒引当金		-		410,743	
固定資産合計			647,570		102,888
資産合計			739,449		211,187

区分	注記 番号	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金			86,488		10,086
2 未払代 hands 手数料			17,631		16,984
3 未払費用	3		69,597		5,035
4 未払法人税等			384		7,041
5 賞与引当金			5,500		6,000
6 預り金			2,010		1,848
7 前受収益			431		229
流動負債合計			182,042		47,225
固定負債					
1 預り敷金			3,300		1,750
2 訴訟損失引当金	5		-		10,192
固定負債合計			3,300		11,942
負債合計			185,342		59,167
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			55,251		55,251
(1) 資本準備金		55,251		55,251	
3 利益剰余金			232,868		180,772
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		232,868		180,772	
株主資本合計			568,119		154,478
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			14,012		2,458
評価・換算差額等合計			14,012		2,458
純資産合計			554,107		152,019
負債及び純資産合計			739,449		211,187

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
営業収益			
1 委託者報酬		413,758	453,649
2 運用受託報酬		27,587	91,565
3 商品投資顧問料		132	-
4 その他営業収益		70	-
営業収益合計		441,549	545,214
営業費用			
1 支払手数料	1	196,067	230,191
2 広告宣伝費		157	1,269
3 調査費		25,928	20,516
4 委託計算費		20,598	19,764
5 営業雑経費		14,911	20,520
(1) 通信費		1,798	3,754
(2) 協会費		1,842	1,744
(3) 印刷費		11,271	15,021
営業費用合計		257,663	292,262
一般管理費			
1 給料		112,552	141,562
(1) 役員報酬		42,865	39,600
(2) 給料・手当		54,989	86,648
(3) 賞与		6,460	5,100
(4) 賞与引当金繰入額		5,500	6,000
(5) 退職金		-	2,229
(6) 法定福利費		2,738	1,984
2 旅費交通費		3,375	4,195
3 租税公課		3,072	7,264
4 不動産賃借料		15,538	14,517
5 減価償却費		7,186	6,672
6 業務委託費		13,660	52,140
7 その他一般管理費		13,815	14,071
一般管理費合計		169,202	240,423
営業利益		14,683	12,528
営業外収益			
1 受取利息		2	7
2 有価証券利息		140	97
3 受取配当金		5,677	183
4 不動産賃貸料収入	1	887	3,689
5 為替差益		-	448
6 雑収入		3	32

営業外収益合計		6,711	4,457
---------	--	-------	-------

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業外費用			
1 為替差損		395	-
営業外費用合計		395	-
経常利益		20,999	16,986
特別利益			
1 投資有価証券売却益		6,249	432
2 設備負担金収入	1	1,277	-
特別利益合計		7,526	432
特別損失			
1 固定資産除却損	2	1,519	18
2 投資有価証券売却損		-	2,730
3 投資有価証券償還損		2,640	-
4 減損損失		-	486
5 訴訟損失	3	-	420,936
特別損失合計		4,160	424,171
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失()		24,365	406,753
法人税、住民税及び事業税		6,343	6,887
法人税等調整額		-	-
当期純利益又は当期純損失()		18,022	413,641

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	214,845	550,096	8,654
当期変動額					
当期純利益			18,022	18,022	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)				-	22,666
当期変動額合計	-	-	18,022	18,022	22,666
当期末残高	280,000	55,251	232,868	568,119	14,012

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	232,868	568,119	14,012
当期変動額					
当期純損失()			413,641	413,641	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)				-	11,553
当期変動額合計	-	-	413,641	413,641	11,553
当期末残高	280,000	55,251	180,772	154,478	2,458

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 5年～15年 器具備品 4年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 従来、貸倒実績等がないため貸倒引当金を計上しておりませんでした。当期において、係争中の訴訟事案に係る債権について、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>訴訟損失引当金 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)										
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">241千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">5,353千円</td> </tr> </table> <p>2. 投資有価証券のうち、国債10,314千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。</p> <p>3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">64,171千円</td> </tr> </table> <p>4. 注記5.に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令（総額502,942千円）が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について差押債権として計上しております。なお、このほかに当事業年度末日後に支払期の到来する委託者報酬請求権1,698千円が、当該債権差押及び転付命令の対象となっております。</p>	建物	241千円	器具備品	5,353千円	未払費用	64,171千円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">947千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">6,454千円</td> </tr> </table> <p>2.</p> <p>3.</p> <p>4. 注記5.に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について未払助言報酬相殺後の金額を差押債権として計上しております。</p>	建物	947千円	器具備品	6,454千円
建物	241千円										
器具備品	5,353千円										
未払費用	64,171千円										
建物	947千円										
器具備品	6,454千円										

5. 係争事件

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

5. 係争事件

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、当社の正当性を訴えて参りました。

しかしながら、東京高等裁判所は、平成29年2月9日付けで、第一審判決取消しの控訴を棄却するとの判決を言い渡しました。当社はこの判決を不服とし、平成29年3月6日に最高裁判所に上告しましたが、これまでの判決結果を踏まえ、既に差押を受けた債権（差押債権）について、回収可能性を勘案し貸倒引当金を計上するとともに、訴訟損失として必要と認められる金額を訴訟損失引当金として計上いたしました。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
--	--

<p>1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table><tr><td>支払手数料</td><td>99,832千円</td></tr><tr><td>不動産賃貸料収入</td><td>887千円</td></tr><tr><td>設備負担金収入</td><td>1,277千円</td></tr></table> <p>2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table><tr><td>器具備品</td><td>151千円</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>1,367千円</td></tr></table>	支払手数料	99,832千円	不動産賃貸料収入	887千円	設備負担金収入	1,277千円	器具備品	151千円	ソフトウェア	1,367千円	<p>1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table><tr><td>支払手数料</td><td>106,761千円</td></tr><tr><td>不動産賃貸料収入</td><td>3,689千円</td></tr></table> <p>2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table><tr><td>器具備品</td><td>18千円</td></tr></table> <p>3. 訴訟損失の内容は次のとおりであります。</p> <table><tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>410,743千円</td></tr><tr><td>訴訟損失引当金繰入額</td><td>10,192千円</td></tr></table>	支払手数料	106,761千円	不動産賃貸料収入	3,689千円	器具備品	18千円	貸倒引当金繰入額	410,743千円	訴訟損失引当金繰入額	10,192千円
支払手数料	99,832千円																				
不動産賃貸料収入	887千円																				
設備負担金収入	1,277千円																				
器具備品	151千円																				
ソフトウェア	1,367千円																				
支払手数料	106,761千円																				
不動産賃貸料収入	3,689千円																				
器具備品	18千円																				
貸倒引当金繰入額	410,743千円																				
訴訟損失引当金繰入額	10,192千円																				

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
合計	8,705	-	-	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
合計	8,705	-	-	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	36,056	36,056	-
（２）未収委託者報酬	36,359	36,359	-
（３）未収運用受託報酬	2,274	2,274	-
（４）未収入金	5,109	5,109	-
（５）立替金	8,892	8,892	-
（６）投資有価証券	126,743	126,743	-
（７）敷金	10,869	7,309	3,559
資産計	226,304	222,745	3,559
（１）未払金	86,488	86,488	-
（２）未払代行手数料	17,631	17,631	-
（３）未払費用	69,597	69,597	-
（４）未払法人税等	384	384	-
（５）預り金	2,010	2,010	-
（６）預り敷金	3,300	2,210	1,089
負債計	179,411	178,321	1,089

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1) 現金及び預金	49,281	49,281	-
(2) 未収委託者報酬	35,577	35,577	-
(3) 未収運用受託報酬	2,126	2,126	-
(4) 立替金	12,270	12,270	-
(5) 預け金	5,491	5,491	-
(6) 投資有価証券	72,846	72,846	-
(7) 敷金	10,600	7,285	3,315
資産計	188,196	184,881	3,315
(1) 未払金	10,086	10,086	-
(2) 未払代行手数料	16,984	16,984	-
(3) 未払費用	5,035	5,035	-
(4) 未払法人税等	7,041	7,041	-
(5) 預り金	1,848	1,848	-
(6) 預り敷金	1,750	1,158	591
負債計	42,745	42,154	591

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収入金、立替金、預け金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

負債

未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

預り敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
差押債権	491,052	410,743
合計	491,052	410,743

差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	36,056	-	-	-
未収委託者報酬	36,359	-	-	-
未収運用受託報酬	2,274	-	-	-
未収入金	5,109	-	-	-
立替金	8,892	-	-	-
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	-	10,000	-	-
合計	88,692	10,000	-	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	49,281	-	-	-
未収委託者報酬	35,577	-	-	-
未収運用受託報酬	2,126	-	-	-
立替金	12,270	-	-	-
合計	99,257	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	10,314	10,089	225
	(3) その他	7,265	6,961	303
	小計	17,579	17,050	528
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	19,454	26,897	7,442
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	89,709	96,807	7,098
	小計	109,163	123,704	14,540
計		126,743	140,755	14,012

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	26,964	26,897	67
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,181	1,000	181
	小計	28,146	27,897	249
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	44,700	47,408	2,707
	小計	44,700	47,408	2,707
計		72,846	75,305	2,458

(注) 減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	62,089	6,249	-
計	62,089	6,249	-

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	10,170	81	-
(3) その他	50,943	351	2,730
計	61,113	432	2,730

（税効果会計関係）

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	繰延税金資産 賞与引当金 1,697 投資有価証券評価差額金 4,290 その他 51 繰延税金資産小計 6,039 評価性引当額 6,039 繰延税金資産合計 -	繰延税金資産 貸倒引当金 125,769 賞与引当金 1,851 未払事業税 789 訴訟損失引当金 3,120 投資有価証券評価差額金 752 その他 797 繰延税金資産小計 133,082 評価性引当額 133,082 繰延税金資産合計 -
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 33.1% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 10.9 住民税均等割 1.2 評価性引当額の減少額 9.6 その他 9.6 税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.0	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	160,743	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	52,444	投資運用業

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	249,799	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	65,449	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・ハートナース証券㈱	東京都千代田区	1,000	金融商品取扱会社	(被所有)直接 92.6	業務受託	証券代 hands 手数料の支払(注1)	99,832	未払代 hands 手数料	6,446
							業務委託費の支払(注2)	1,600	未払金 未払費用	432 64,171

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・ハートナース証券㈱	東京都千代田区	1,000	金融商品取扱会社	(被所有)直接 94.8	業務受託	証券代 hands 手数料の支払(注1)	106,761	未払代 hands 手数料	5,459
							業務委託費の支払(注2)	26,876		-
							建物の賃貸(注3)	3,689	前受収益 預り敷金	229 1,750

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。
(注2) 提供を受ける業務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。
(注3) 使用面積割合等に基づき、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ証券株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1株当たり純資産額	63,653円91銭	17,463円49銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	2,070円39銭	47,517円65銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 平成28年 3月31日	当事業年度 平成29年 3月31日
純資産の部の合計額	554,107	152,019
純資産の部の合計額から控除する金額	-	-
普通株式に係る純資産額	554,107	152,019
1株当たり純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,705	8,705

(注2) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額()	18,022	413,641
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額()	18,022	413,641
普通株式の期中平均株式数(株)	8,705	8,705

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金			141,061
2 未収委託者報酬			40,614
3 未収運用受託報酬			2,124
4 立替金			12,507
5 前払費用			3,066
6 繰延税金資産			3,678
7 その他			14
流動資産合計			203,068
固定資産			
1 有形固定資産	1		5,221
(1) 建物		3,125	
(2) 器具備品		2,095	
2 無形固定資産			11,274
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウェア		11,221	
3 投資その他の資産			89,418
(1) 投資有価証券		78,618	
(2) 敷金・保証金		10,300	
(3) 差押債権	2	410,743	
(4) 長期預け金		500	
(5) 貸倒引当金	3	410,743	
固定資産合計			105,913
資産合計			308,981

		当中間会計期間 (平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1 未払金			6,578
2 未払代行手数料			19,645
3 未払費用			9,663
4 未払法人税等			28,802
5 賞与引当金			7,000
6 預り金			3,188
7 その他	4		6,912
流動負債合計			81,791
固定負債			
1 繰延税金負債			1,302
2 訴訟損失引当金	3		10,192
固定負債合計			11,494
負債合計			93,286
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			280,000
2 資本剰余金			55,251
(1) 資本準備金		55,251	
3 利益剰余金			122,506
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		122,506	
株主資本合計			212,744
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			2,950
評価・換算差額等合計			2,950
純資産合計			215,695
負債及び純資産合計			308,981

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			351,032
2 運用受託報酬			60,676
営業収益合計			411,709
営業費用			
1 支払手数料			154,711
2 広告宣伝費			743
3 調査費			14,479
4 委託計算費			10,577
5 営業雑経費			7,459
(1) 通信費		786	
(2) 協会費		735	
(3) 印刷費		5,937	
営業費用合計			187,971
一般管理費			
1 給料			74,222
(1) 役員報酬		21,861	
(2) 給料・手当		44,944	
(3) 賞与引当金繰入額		7,000	
(4) 法定福利費		416	
2 旅費交通費			2,109
3 租税公課			3,800
4 不動産賃借料			7,258
5 減価償却費	1		2,595
6 業務委託費			46,772
7 その他一般管理費			7,445
一般管理費合計			144,204
営業利益			79,533

		当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取利息			4
2 受取配当金			136
3 不動産賃貸料収入			638
4 雑収入			1
営業外収益合計			780
営業外費用			
1 為替差損			457
営業外費用合計			457
経常利益			79,857
税引前中間純利益			79,857
法人税、住民税及び事業税			25,269
法人税等調整額			3,678
法人税等合計			21,591
中間純利益			58,266

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)				
1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっております。 ただし、平成28年 4月 1日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="703 871 997 943"> <tr> <td>建物</td> <td>5年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～5年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建物	5年～15年	器具備品	4年～5年
建物	5年～15年				
器具備品	4年～5年				
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 係争中の訴訟事案に係る債権について、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>訴訟損失引当金 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、当中間会計期間末において必要と認められる金額を計上しております。</p>				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>				

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (平成29年9月30日)					
1.	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">1,246千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">7,046千円</td> </tr> </table>	建物	1,246千円	器具備品	7,046千円
建物	1,246千円				
器具備品	7,046千円				
2.	注記3.に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について未払助言報酬相殺後の金額を差押債権として計上しております。				
3.	係争事件 <p>平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。</p> <p>東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消しを求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、当社の正当性を訴えて参りました。</p> <p>しかしながら、東京高等裁判所は、平成29年2月9日付けで、第一審判決取消しの控訴を棄却するとの判決を言い渡しました。当社はこの判決を不服とし、平成29年3月6日に最高裁判所に上告し、当中間会計期間末現在、係争中であります。なお、これまでの判決結果を踏まえ、既に差押を受けた債権（差押債権）について、回収可能性を勘案し貸倒引当金を計上するとともに、訴訟損失として必要と認められる金額を訴訟損失引当金として計上しております。</p>				
4.	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。				

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)					
1.	減価償却費の内容は次の通りであります。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>有形固定資産減価償却費額</td> <td style="text-align: right;">892千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産減価償却費額</td> <td style="text-align: right;">1,703千円</td> </tr> </table>	有形固定資産減価償却費額	892千円	無形固定資産減価償却費額	1,703千円
有形固定資産減価償却費額	892千円				
無形固定資産減価償却費額	1,703千円				

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成29年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	141,061	141,061	
(2) 未収委託者報酬	40,614	40,614	
(3) 未収運用受託報酬	2,124	2,124	
(4) 立替金	12,507	12,507	
(5) 投資有価証券	78,618	78,618	
(6) 敷金・保証金	10,300	7,276	3,023
(7) 差押債権	410,743		
貸倒引当金(1)	410,743		
資産計	285,227	282,203	3,023
(1) 未払金	6,578	6,578	
(2) 未払代行手数料	19,645	19,645	
(3) 未払費用	9,663	9,663	
(4) 未払法人税等	28,802	28,802	
(5) 預り金	3,188	3,188	
負債計	67,878	67,878	

1. 差押債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 立替金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 敷金・保証金

敷金・保証金の時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

(7) 差押債権

差押債権については、回収見込額により時価を算定しております。

負債

(1)未払金、(2)未払代行手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期預け金(中間貸借対照表計上額500千円)については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

（有価証券関係）

当中間会計期間(平成29年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	29,721	26,897	2,824
	(2) その他	48,897	47,467	1,429
	小計	78,618	74,364	4,253
中間貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	(1) 株式			
	(2) その他			
	小計			
合計		78,618	74,364	4,253

（注）減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	245,371	投資運用業
FCグローバルベトナムファンド	59,635	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	47,655	投資運用業

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	
	1株当たり純資産額	24,778円34銭
1株当たり中間純利益	6,693円42銭	
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成29年 9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	215,695
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	215,695
普通株式の中間会計期間末株式数(株)	8,705

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)
中間純利益(千円)	58,266
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益(千円)	58,266
普通株式の期中平均株式数(株)	8,705

独立監査人の監査報告書

平成29年 6月23日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（貸借対照表関係）5．係争事件に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社による報酬支払履行の訴状が東京地方裁判所より送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知したが、助言会社はこれを不服として、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は平成26年10月17日付けで、支払いを命じる判決を言い渡したが、会社はこの判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴した。しかしながら、東京高等裁判所は、平成29年2月9日付けで、控訴を棄却するとの判決を言い渡した。会社は、この判決を不服とし、平成29年3月6日に最高裁判所に上告したが、これまでの判決結果を踏まえ、既に差押を受けた債権（差押債権）について、回収可能性を勘案し貸倒引当金を計上するとともに、訴訟損失として必要と認められる金額を訴訟損失引当金として計上した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月25日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員
公認会計士 宮村 和哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタルアセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（中間貸借対照表関係）3．係争事件に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社による報酬支払履行の訴状が東京地方裁判所より送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知したが、助言会社はこれを不服として、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は平成26年10月17日付けで、支払いを命じる判決を言い渡したが、会社はこの判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴した。しかしながら、東京高等裁判所は、平成29年2月9日付けで、控訴を棄却するとの判決を言い渡した。会社は、この判決を不服とし、平成29年3

月6日に最高裁判所に上告し、係争中である。会社は、これまでの判決結果を踏まえ、既に差押を受けた債権(差押債権)について、回収可能性を勘案し貸倒引当金を計上するとともに、訴訟損失として必要と認められる金額を訴訟損失引当金として計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年 1月17日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィリピン株ファンドの平成29年5月19日から平成29年11月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィリピン株ファンドの平成29年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年5月19日から平成29年11月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。